

2020年7月1日

株式会社ユニゾン・パートナーズ  
事務統括本部 法務監査部

## 母性健康管理措置による休暇取得支援制度のご案内（周知）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、妊娠中の女性労働者に有給休暇（年次有給休暇以外）の制度が整備されました。

当社としても、現在妊娠中の方への対応として、同様の措置を講ずることと致します。具体的には以下の通りとなります。

[皆さまにご用意頂きたいもの]

- ・母性健康管理指導事項連絡カード

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導が確認できるもの

[具体的な支給額]

### 正社員の場合

正社員就業規則第19条第2項において「年次有給休暇により休業した期間については、労働基準法が定める平均賃金を支払う」とされていますが、本制度により休業した場合については、この年次有給休暇日額の100分の60を支給するものとします。

### 無期雇用派遣社員の場合

無期雇用派遣社員就業規則第21条第6項第6号により、「年次有給休暇により休んだ期間については、労働基準法が定める平均賃金を支払う」とされており、同規則第56条第1項には「休業1日につき平均賃金の100分の60を支給する」とされています。

これらの規則を準用し、本制度により休業した場合については、年次有給休暇日額の100分の60を支給するものとします。

### 有期雇用派遣社員の場合

有期雇用派遣社員就業規則第12条第7項により「年次有給休暇により休んだ期間については、労働基準法が定める平均賃金を支払う」とされており、同規則第19条第1項には「休業1日につき平均賃金の100分の60を支給するものとする」とされています。

これらの規則を準用し、本制度により休業した場合については、年次有給休暇日額の100分の60を支給するものとします。

■本件に関する問い合わせ先

株式会社ユニゾン・パートナーズ 事務統括本部（03-6416-3576 ・ oshima@unison-partners.co.jp）